

## 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準

### (目的)

第1条 この基準は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）倫理規程第5条第1項第4号に基づき、公認スポーツ指導者（以下「公認指導者」という。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

### (処分審査会)

第2条 公認指導者による行為がJSPO倫理規程違反となるかを審理し、処分を決定するため、JSPO指導者育成委員会（以下「育成委員会」という。）内に処分審査会を設置する。

第3条 処分審査会は、次の委員をもって構成し、育成委員会委員長（以下「育成委員長」という。）が委嘱する。

- (1) 育成委員長が、育成委員会委員の中から指名する若干名
- (2) 育成委員長が、学識経験者の中から指名する若干名

2. 処分審査会の座長は、育成委員長が務める。

第4条 処分審査会の委員の任期は、委嘱日より開始し、JSPO理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5条 処分審査会は、必要に応じ座長が招集し、その議長となる。

2. 処分審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。

3. 処分審査会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は座長の決するところによる。

ただし、審査対象となった事案に何らかの形で関与したことがある又は当該事案に利害関係を有する委員は、当該事案に関する議決に加わることができない。

4. 座長に事故ある場合は、委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。

5. 座長は、事案に応じ、公認指導者が認定されている資格の協同認定団体（以下「協同認定団体」という。）役職員等の適当と認める者に対して、参考人として処分審査会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (違反行為)

第6条 この基準において違反行為とは、公認指導者として遵守する義務のあるJSPO倫理規程第4条に違反する行為をいう。

公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程（抜粋）

#### (遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

2. JSPO 倫理規程第4条第1項で定める行為には、次の各号に掲げるハラスメント（嫌がらせ）と虐待行為を含むものとする。

(1) 心理的ハラスメント・虐待

監禁、孤立、言葉による暴力、辱め、脅迫、子供扱い、その他個人のアイデンティティ、尊厳、及び自尊心を損なう可能性のある行為を含む一切の迷惑行為。行為者に相手を害する意図がない、あるいは、行為者は指導あるいは善意の意図で行われるものであっても、これらは許されることはない。これは以下各号に全て共通する。

(2) 身体的ハラスメント・虐待

身体的外傷又は身体的損傷を引き起こす、殴る、たたく、蹴る、噛みつく、火傷させるなど一切の意図的で迷惑な行為。当該行為は、強制的又は不適切な身体活動（例えば、負傷又は苦しんでいる時の年齢的又は身体的に不適切なトレーニングの負荷）、強制的なアルコール摂取、又は強制的なドーピング行為から構成されることもある。

(3) 性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）

言葉によるものであるか、言葉によらないものであるか、又は身体的なものであるかに関わらず、性的な行為に関する一切の望まれない、かつ迷惑な行為。性的嫌がらせは、性的虐待の形をとることもある。

(4) 性的虐待

同意が強制され／操作され、又は同意を与えていない若しくは与えることができない場合において、接触しないものであるか、接触するものであるか、又は挿入するものであるかに関わらず、一切の性的な行為。

(5) 無視・懈怠<sup>けたい</sup>

プレーヤーに対して注意義務を有するスポーツ指導者又はその他の者がプレーヤーに対し最低限の注意を払うことを怠り、これにより危害を加え、危害が加わることを可能にし、又は危害の差し迫った危険を生み出すこと。

(処分の種類、内容)

第7条 前条に定める違反行為を行った事実をもって当該公認指導者を処分の対象（以下「処分対象者」という。）とする。

2. 処分対象者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について文書で注意する。

(2) 嚴重注意

違反行為について文書で注意するとともに、処分の効力発生日から3年以内に類似する事案が発生した場合は資格停止を科す。

(3) 資格停止（再登録等の禁止を含む）

一定期間（1か月以上60か月以下）公認指導者資格を停止し、一定期間（1か月以上60か月以下）更新登録、再登録、復活登録及び新規登録を禁止し、又は一定期間（1か月以上60か月以下）公認スポーツ指導者の資格を停止するとともに更新登録、再登録、復活登録及び新規登録を禁止する。

(4) 資格取消

公認指導者資格を取り消し、資格取得のための講習会における共通科目・専門科目の修了を無効とする。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

第8条 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。

2. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

3. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。

4. 処分は、別表に記載の標準例に基づき行うこととする。しかし、実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。

5. 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、本条第1項、第2項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(刑事裁判等との関係)

第9条 処分の対象となる違反行為について、当該公認指導者が刑事裁判その他のJSPO以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、JSPOは、同一事案について、適宜、当該公認指導者を処分することができる。この基準による処分は、当該公認指導者が、同一又は関連の遵守事項の違反に関し、重ねてJSPO以外の処分を受けることを妨げない。

(審査対象者の弁明)

第10条 JSPOは、審査の対象とする公認指導者（以下「審査対象者」という。）に対し、速やかに処分対象事実の概要等を記載した書面を送付し、弁明の機会を設ける。

2 審査対象者は、前項の書面が審査対象者に発信された日から2週間以内に、書面にて対象事実の概要に対する認否及び弁明をJSPOに提出することができる。

(処分の決定)

第11条 処分審査会は、協同認定団体から示された審査対象者に対する処分の要否及び適用されるべき処分案を踏まえて審議し、処分決定を行う。

2 前項の処分審査会決定に基づき、処分審査会委員長は、処分対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知するとともに、処分対象者に通知した書面一式を協同認定団体に対して通知する。

(1) 処分対象者の氏名

(2) 処分の内容

(3) 処分対象となる遵守事項の違反にかかる事実

(4) 処分の手続の経過

(5) 処分の理由（適用条項を含む）及び証拠

(6) 処分の年月日

(7) 処分対象者が処分決定に不服がある場合には、処分対象者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）に対して、本処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立可能期間

3 処分の効力発生日は、前項に定める通知が処分対象者に到達した時、又は処分審査会の決議があった日から2週間後のいずれか早い日とする。

4 育成委員長は、処分後処分の概要を、育成委員会及び理事会に報告する。

（処分決定に対する不服申立）

第12条 処分対象者が処分決定に不服がある場合には、当該処分対象者は仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

2 JSPOは、前項の申立をしたことを理由として、当該処分対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱いをしてはならない。

（「注意」又は「厳重注意」の再教育プログラムの内容と通知）

第13条 育成委員会は、「注意」又は「厳重注意」の処分を受けた公認指導者に対し、育成委員会が別に定める基準に基づき再教育プログラムの内容を決定し、処分決定とともにこれを通知する。

（「資格停止」（再登録等の禁止を含む）又は「資格取消」の再教育プログラムの開始）

第14条 「資格停止」（再登録等の禁止を含む）又は「資格取消」の処分を受けた公認指導者は、育成委員会に対し、再教育プログラムの受講を申請することができる。

2 「資格停止」（再登録等の禁止を含む）の処分を受けた公認指導者は、第11条第3項に定める処分の効力発生日から資格停止期間の3分の1の期間を経過した後でなければ、前項に定める再教育プログラムの受講を申請できない。

3 「資格取消」の処分を受けた公認指導者は、第11条第3項に定める処分の効力発生日から24か月を経過した後でなければ、第1項に定める再教育プログラムの受講を申請できない。

4 育成委員会は、「資格停止」（再登録等の禁止を含む）又は「資格取消」の処分を受けた公認指導者から再教育プログラムの受講申請があった場合、受講の可否を判断するとともに、当該公認指導者に対して受講を認める場合は、育成委員会が別に定める基準に基づきその内容を決定し、これを通知する。

(再教育プログラムの修了)

第15条 育成委員会は、前2条に定める再教育プログラムを受講した公認指導者がプログラムの成果を挙げたと認められる場合には、修了の判定を行う。

2 「注意」又は「嚴重注意」の処分を受けた公認指導者は、育成委員会が指定する期間内に再教育プログラムを修了しなければならない。

3 「資格停止」(再登録等の禁止を含む)の処分を受けた公認指導者は、再教育プログラムを修了しなければ、資格を回復し、又は更新登録、再登録、復活登録若しくは新規登録をすることができない。

4 「資格取消」の処分を受けた公認スポーツ指導者は、再教育プログラムを修了しなければ、資格を回復し、更新登録、再登録、復活登録若しくは新規登録をし、又は公認指導者養成講習会を受講することができない。

(処分期間の取扱い)

第16条 「資格停止」処分を受けた者で再教育プログラムを受講・修了した者から当初の資格停止期間の短縮の申し出があったときは、処分審査会において、被害者との示談の有無、被害者の宥恕、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮の上で審議して、当初の資格停止期間の半分を下回らない限度で、当該期間を短縮することができる。

2. 「資格停止」処分の効力は、資格停止の期限が処分対象者の資格有効期限以降の期日であっても、資格停止期限まで及ぶものとする。

3. 「資格停止」処分を受けた期間に受講した再教育プログラムを含む資格更新のための研修の受講実績については、資格回復後の更新登録又は再登録にあたって必要となる研修実績として認めない。

4. 「資格取消」又は「資格停止」処分を受けた期間は、別に定める公認スポーツ指導者等表彰の通算期間からは除外することとする。

(基準の改廃)

第17条 この基準の改廃は、育成委員会の決議を経て行う。

(施行日)

本基準は、平成26年7月23日から施行する。

本基準は、平成30年4月1日から改定施行する。

本基準は、令和元年6月21日から改定施行する。

本基準は、令和2年4月1日から改定施行する。

本基準は、令和4年4月1日から改定施行する。